

北杜市体育施設
感染症拡大予防ガイドライン

令和2年5月

北杜市 生涯学習課

(令和2年9月30日改訂)

目 次

1 目的

山梨県が改訂した感染拡大予防ガイドラインに基づき、本市所有の体育施設については、市が策定した「感染症拡大予防ガイドライン」により感染拡大防止を強化し、施設の再開・臨時休業等の運営・管理及び実施を行うこととする。

再開する施設については、施設がこれを適切に遵守する場合は、市と内容を協議、確認した後に個別に解除することとする。

2 感染防止対策の実施

- (1) 3密の回避
- (2) その他の感染防止対策
- (3) 施設ごとの注意点等

【 3密の回避 】

1. 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどの方法で換気を行なう。

2. 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

入場者の制限などにより混雑度を管理する。

- ・滞在時間の制限や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・動線の工夫やイベントの制限などにより施設内で過度に人が密集する機会を減らす。

3. 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ① 最低1 m（マスク着用のない場合は2 m）の対人距離を確保する。
- ② トレーニングルーム・ロッカールームの使用にあたっては、対人距離が確保できる設備のみ、使用できるものとする。
- ③ 受付で人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ④ 近距離での会話や発声を避ける。
- ⑤ 特に、近距離で人との接触を伴う活動を行なう場合は、国において示された競技別ガイドラインを遵守すること

【 その他の感染防止対策 】

1. マスクの着用

- ① マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも運動中以外の時間での着用を周知する。

2. 手洗い・手指消毒

- ① 従業員は定期的に、利用者は入場時に、手指消毒、手洗いを実施する
- ② 入口に消毒設備を設置して、利用者の手指消毒を促す。
- ③ 従業員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

3. 体調チェック

- ① 従業員に対して、業務開始前に検温・体調確認を行う。
- ② 発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する
- ③ 入場者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しないように呼びかけるとともに、原則として、入口で入場者への体調確認を行う。
- ④ 滞在時間の長さや他の感染防止対策の状況によっては、検温を行う。

4. トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- ③ ハンドドライヤー、共通のタオルを禁止する。

5. 休憩スペースのリスク軽減

- ① 一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- ② 常時換気を行い、共用する物品は定期的に消毒する。

6. 喫煙スペースの使用制限

- ① 一度に利用する人数を減らす、人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避ける。

7. 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。

＜高頻度に接触する部位＞

テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタンなど

- ② 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てること。ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

【 施設ごとの注意点等 】

1. 屋内運動施設における注意点

- ① 換気にあたっては、十分な換気量を確保すること。
- ② 更衣室の十分な換気を行う、ロッカーの間隔を空けるなどにより、3つの密が生じないようにすること。
- ③ 適切な換気や利用者の入れ替えのタイミングで消毒を行なうこと。
- ④ 国、競技団体、関係団体において示された各種ガイドライン及び感染症対策が策定されている場合は、それを留意すること。

2. イベントの開催制限

山梨県「施設における感染拡大予防ガイドラインの作成基準」
における「イベント等の開催における感染防止対策について」を
遵守すること。

人数制限について、屋内施設においては上限300名、屋外施
設においては上限600名とする。ただし、1名あたりの占有面
積3㎡の確保ができない場合は、確保できる人数を上限とする。

3. チェックリストの作成・確認

各施設は、ガイドラインを遵守するため、具体的な方法や手順、
清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェッ
クリストを作成し、当該チェックリストにより、市へ報告する。

4. 施設利用者確認表（別紙1）の提出

屋内施設の利用者においては、新型コロナウイルス感染症拡大予
防に伴う施設利用者確認表（別紙1）を施設利用後に施設管理者
へ提出すること。

新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴う施設利用者確認表

利用施設名： _____ 利用日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ()

利用団体名： _____ 代表者名： _____

氏名	連絡先	体温	体調
《例》健幸 北杜	090-1234-5678	36.5 度	良好

※本確認表に記載された個人情報は、新型コロナウイルス感染症対策以外の目的では使用しません。

※施設管理者が常駐していない施設については、鍵返却の際本用紙をご提出ください。